

技能者の雇用責任は誰にあるのか

ものつくり大学専任講師 蟹澤宏剛

年金制度改革を議論している与党は、パート労働者に対する厚生年金加入の拡大を見送る方針を固めた。スーパー、外食産業など従業者のほとんどを「パート」に頼る業界からの反対に配慮した決定であろう。日本チェーンストア協会の資料によれば従業者の65%、日本フードサービス協会の資料によれば従業者の約9割を「パート」に頼っている。仮に、「パート」の年収が100万円だとすると、健康保険と厚生年金に加入することにより、労使とも約11万円の負担が生じる。企業にとっては、100人で1千万、1000人で1億円を超える負担であり、死活問題となるのである。

それでは、「パート」の人たちの年金や保険はどうなるのか。主婦の場合には、3号被保険者と呼ばれ自ら保険料を納めなくても、基礎年金を受け取れる仕組みになっている。国の制度が夫はサラリーマン、妻は専業主婦というモデルに基づいているからである。それでは、「フリーター」などはどうなるのか。彼らは、自営業者や学生らが対象の国民年金に加入することになっているが、2002年度の保険料納付率は62.8%、すなわち4割近い人が未納ということになる。若年者は特にこの傾向が強く、20歳代前半で47.4%、20歳代後半で49.4%しか保険料を納付していない。実に半分以上の人未納となっているのである。

「パート」の年金問題が浮上したのは、もはや現状の年金制度が破綻しかねない状況にあることに対する苦し紛れの解決策なのである。厚生年金保険料は、現在、収入の13.58%であるものを将来的には18.30%を上限に引上げ、給付水準のあるレベルに維持することが合意されたが、所謂サラリーマンが皆「パート」や「自営業者」になってしまったらどうなるのか。そうなれば、この前提も破綻する。そして、建設産業は既にそうなりつつある。

著者が調べたところによると、主に1次下請として工事をおこなっている専門工事業の常用労働者のうち、労使折半の保険料負担で健康保険や厚生年金に加入している人は平均値で2割強しかいない。うち、半数は所謂「社員」である。技能者に限れば約15%、それ以外は雇用関係がない「外注」扱いである。

この保険・年金が適用されている従業者の割合はどんどん下がっている。特に、1995年頃から、その傾向は顕著になった。なぜか。

1995年事件。専門工事業界では有名なことであるが、会計検査院が「建設業は、常用労働者に対して健康保険・厚生年金の保険料を支払っていない場合が多い。それを社会保険事務所も慣例的に認めていたことが問題だ」という指導をおこない、調査を受けた専門工事業が軒並み多額の追徴を受けた。中には、数千万から億単位の未納を指摘された事業所もあったと聞く。

受注産業である建設業で技能者を雇用するというリスクをゼネコンは負っていない。上記のように、大手のスーパーや外食産業も、現場の前線で働く人の多くを「パート」として経費のかかる雇用を回避している。資本力のある大企業が出来ないことを、専門工事業にやれというのは無理があると考えるのは間違えだろうか。

会計検査院は間違ったことを言っているわけではない。しかし、技能者の雇用責任を専門工事業にのみ求めるような状況が続けばどうなるのか。労使折半での社会保障制度という前提、その一方で進行する全産業的な「一人親方化」の現象、技能者の雇用問題はもはや建設産業だけの問題ではない。